

授業アンケートの実施に関する申合せ

平成15年	2月28日	全学教務委員会決定
平成16年	4月26日	教育改善委員会決定
平成17年	7月11日	改正 教育改善委員会
平成19年	12月25日	改正 教育改善委員会
平成23年	8月22日	改正 教務委員会
平成25年	10月21日	改正 教務委員会
平成29年	1月30日	改正 教務委員会
平成29年	12月18日	改正 教務委員会

長崎大学（以下「本学」という。）が全学共通で実施する授業アンケートについて、その円滑かつ効果的な実施を図るため、次のとおり申し合わせる。

（授業アンケートの目的）

第1 授業アンケートは、学生が授業を通して得た学修成果を把握し、学修活動に自覚的に取り組むことを促すとともに、教員個人又は部局等（戦略本部等（国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第31条の2から第31条の8までに規定する本部・機構、同基本規則第32条から第32条の9までに規定する支援センター等）、各学部、各研究科、各附置研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。以下同じ）による教育改善を図り、もって本学における教育の質の向上に資することを目的とする。

（授業アンケートの対象）

第2 授業アンケートの対象は、本学で開講されている全ての授業とする。

（授業アンケートに係る組織）

第3 授業アンケートに係る組織は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教務委員会
- (2) 評価・FD教育改善専門部会
- (3) 大学教育イノベーションセンター

2 教務委員会は、授業アンケートに関する全学的な立場での審議及び調整を行う。

3 評価・FD教育改善専門部会は、授業アンケートに関する教務委員会からの議を受けて、実施に係る企画・運営を行う。

4 大学教育イノベーションセンターは、授業アンケートの実施を行う。

（授業アンケートの内容）

第4 授業アンケートは、授業へ取り組む態度及び得られた学修成果に関して学生が自己評価する内容、施設設備環境及び授業改善のための意見を聴取する内容その他の授業改善に必要な内容により構成する。

（授業アンケート項目）

第5 授業アンケートの共通項目及び必要に応じ追加する項目は、評価・FD教育改善専門部会が検討の上、教務委員会が定める。

（授業アンケートの実施方法）

第6 授業アンケートは、この申合せ及び教務委員会が定める実施要項に基づき、大学教育イノベーションセンターが年度ごとに策定する実施計画により実施する。

2 大学教育イノベーションセンターは、前項の実施計画を授業科目責任者及び関係する部局等の長へ周知する。

3 授業アンケートは、原則として、NU-Web を利用し、学期末（クォーターで開講する科目については当該クォーター末をいう。）の授業時間内に実施する。

4 大学教育イノベーションセンターは、各授業アンケートの集計結果及び自由記述回答

について個人を特定できない形で各授業科目責任者に提示する。

- 5 前4項に定めるもののほか、授業アンケートの実施方法に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

(授業アンケート結果の利用)

第7 大学教育イノベーションセンターは、授業アンケート結果のデータを管理するとともに、その集積した結果を教務委員会へ報告する。

- 2 部局等は、当該部局等に係る授業アンケート結果の科目別データを利用しようとするときは、大学教育イノベーションセンター長の承認を得なければならない。
- 3 授業アンケート結果の利用に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

(授業アンケート結果の公開)

第8 本学は、本学の教育に関する説明責任を果たすため、授業アンケート結果について、適切な方法により学内外に公開する。

- 2 授業アンケート結果の公開に関し必要な事項は、実施要項で定める。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。